

本宮市農業委員会 令和3年4月総会 議事録

- 1. 開催日時 令和3年4月22日（木）午後1時30分
- 2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
- 3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 渡邊 謙輔 | 2番 遠藤 政幸 | 3番 國分 政利 |
| 4番 伊藤 隆一 | 5番 石橋 廣基 | 6番 三瓶 和彦 |
| 7番 渡邊 善幸 | 8番 三瓶 修藏 | 9番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 國分 隆一 | 2番 川名 和弘 | 3番 遠藤 栄太郎 |
| 4番 國分 政彦 | 5番 遠藤 俊雄 | 6番 阿部 修司 |
| 7番 佐藤 一徳 | 8番 遠藤 正任 | 9番 國分 保 |
| 11番 佐々木 清忠 | 12番 佐藤 博衛 | |

- 4. 欠席委員 推進委員10番 大内 俊之 委員
- 5. 遅参委員 なし
- 6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 副主査 弓田 周平
- 7. 書記 事務局（農地係副主査 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員10番 大内俊之委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会4月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員2番 遠藤政幸 委員 農業委員8番 三瓶修藏 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>

	(6番 三瓶和彦 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、三瓶和彦です。今回は、渡邊謙輔委員、遠藤栄太郎委員、遠藤正任委員で調査を実施しました。</p> <p>去る4月12日、午前11時より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと12件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第22号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「通路敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第24号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「駐車場・倉庫敷地が1件」、「一般住宅敷地が5件」、「原料倉庫敷地が1件」、「山砂採取場敷地が1件」、「太陽光発電設備敷地が1件」、「建売住宅敷地が1件」です。</p> <p>議案第22号の件番1、白岩字宮ノ下432-4については、昭和46年以前よりすでに通路として使用されておりました。自宅への進入路はこの通路しかないため、砂利の撤去等の行政指導は行いませんでした。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。</p> <p>次に議案第24号の件番3、長屋字館1-23他1筆については、すでに原料倉庫が建設されておりました。建設当時、測量ミス、また担当者の確認もれ等により建設場所にずれが生じてしまい、現在に至ったものでございます。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。</p> <p>その他、いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第25号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1の松沢字上橋ツ辺214-5については、旧白沢村で平成11年に村道新設工事を行った際に、個人宅への進入路への接道として、舗装工事を行ったものです。その際旧白沢村で、転用許可申請についての指導がなされず、違反状態となったものでございます。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、3月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>3月定例会許可分は、3月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p> <p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第21号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(1 番 渡邊謙輔 委員)
渡邊 謙輔委員	議案第 21 号 件番 1 について、4 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(1 番 渡邊謙輔 委員)
渡邊 謙輔委員	議案第 21 号 件番 2 について、4 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 3 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(4 番 伊藤隆一 委員)
伊藤 隆一委員	議案第 21 号 件番 3 について、4 月 19 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 4 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(9 番 渡辺喜一 委員)
渡辺 喜一委員	議案第 21 号 件番 4 について、4 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を

	<p>佐藤一徳委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました佐藤一徳委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、件番 5 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(4 番 伊藤隆一 委員)</p>
伊藤 隆一委員	<p>議案第 21 号 件番 5 について、4 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。</p>

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 6 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(1 番 渡邊謙輔 委員)
渡邊 謙輔委員	議案第 21 号 件番 6 について、4 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 6 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 21 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 22 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 22 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づ

	く、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 22 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 23 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 23 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 24 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1、及び件番 2 について、隣接地で譲渡人が同一人ですので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1、及び件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1、及び件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 8 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 8

	は許可することに決定いたしました。 次に、件番 9 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 9 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 9 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 10 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 10 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 10 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 25 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 25 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、許可することに異

	議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 25 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、13 頁の再設定・番号 10、及び 14 頁の新規設定・番号 6 並びに番号 7 の 3 件につきましては、私が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで議長を交代し、退席します。 暫時、休憩いたします。
	(9 番 渡辺喜一会長 退席) (1 番 渡邊謙輔委員 議長席着席)
会長職務代理者	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、再設定・番号 10、及び新規設定・番号 6 並びに番号 7 の 3 件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長職務代理者	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長職務代理者	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 10、及び新規設定・番号 6 並びに番号 7 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長職務代理者	異議なしと認め、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 10、及び新規設定・番号 6 並びに番号 7 の 3 件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員 9 番、渡辺喜一委員の復席を求めます。また、14 頁の新規設定・番号 4 の 1 件につきましては、農業委員 4 番の伊藤隆一委員が当事者となっております。 農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 議長を交代します。 暫時、休憩いたします。
	(1 番 渡邊謙輔委員 議長席退席) (4 番 伊藤隆一委員 退席) (9 番 渡辺喜一委員 議長席着席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。

	<p>それでは、新規設定・番号4の1件の議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定・番号4の1件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定・番号4の1件の議案は本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、退席しておりました、農業委員4番、伊藤隆一委員の復席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>(4番 伊藤隆一委員 着席)</p>
会長 渡辺喜一	<p>さらに、12ページの再設定・番号1の1件につきましては、農業委員2番の遠藤政幸委員が当事者となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>(2番 遠藤政幸委員 退席)</p>
会長 渡辺喜一	<p>休憩前に引き続き、会議を行います。</p> <p>それでは、再設定・番号1の1件の議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号1の1件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号1の1件の議案は本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。</p> <p>それでは、退席しておりました、農業委員2番、遠藤政幸委員の復席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>(2番 遠藤政幸委員 着席)</p>
会長 渡辺喜一	<p>休憩前に引き続き、会議を行います。</p> <p>それでは、再設定・番号1、番号10、及び新規設定・番号4、番号6、並び</p>

	に番号7の5件を除く、再設定・番号2から番号9、及び新規設定・番号1から番号3、並びに番号5の13件の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号1、番号10、及び新規設定・番号4、番号6、並びに番号7の5件を除く、再設定・番号2から番号9、及び新規設定・番号1から番号3、並びに番号5の13件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」の再設定・番号1、番号10、及び新規設定・番号4、番号6、並びに番号7の5件を除く、再設定・番号2から番号9、及び新規設定・番号1から番号3、並びに番号5の13件の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上を持ちまして、本宮市農業委員会4月定例会を閉会いたします。

令和3年4月22日
(閉会午後2時55分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席2番委員 遠藤 政幸

議席8番委員 三瓶 修藏